

16. リストラと大不況の悪循環を起こさないために、政府が「リストラ・雇い止め防止宣言」を行い、リストラ・解雇、「雇い止め」を止めるためにあらゆる施策を動員する政治姿勢を示すこと。派遣法の抜本改正やヨーロッパのような解雇規制法を制定するなど、雇用を守る労働法制の確立が必要だが、それを待たずとも、あらゆる行政手段、政治的なアピールを通じて、解雇・「雇い止め」を抑止することを求めること。
17. 違法・脱法の「退職勧奨」や家族的責任や個人の生活を無視した広域配転などリストラのための人権侵害を関係機関と連携し厳しく監視すること。
18. 家賃支援給付金から、賃貸借契約書などが提出できない事業者が排除されたり、休業支援金で、シフト制の労働者、登録型派遣の労働者などが除外されている状況をただちに改め、家賃支払いや休業の実態に即した支援を行うことと、納税しているにもかかわらず持続化給付金・家賃支援ともに排除されている「みなし法人」を支援対象にすることなどの改善を国に求めること。
19. 国の持続化給付金は1回限りとせずに、コロナ収束まで事業を維持できるよう複数回支給するとともに、地域や業種別の実情などもふまえた支援ができるように、「地域事業継続給付金」制度の創設と、そのための「交付金」を地方に支給することを国に求めること。
20. 事業者への時間短縮・休業要請は国・県と連携し十分な補償とセットで行うこと。
21. 沖縄経済のリーディング産業である観光産業が大打撃を受け、宿泊、飲食、運輸、小売、旅行業など観光関連事業者の経営と雇用、市民生活、地域経済への影響も甚大となっています。修学旅行の受け入れ態勢など「安全・安心の島沖縄」防疫型観光の構築を国・県・業界と連携し行うこと。観光関連事業者への継続した各種直接支援策を強化すること。
22. 「Go To キャンペーン」を全面的に検証し、事業を抜本的にあらためること。全国一律の制度はやめ、地方主体の事業に抜本的にあらため、地域の実情や感染の状況に応じた支援が行えるようにし、中小・小規模事業者にも行き届く制度に改善すること。
23. 年末特別対策で、中小企業・ひとり親の生活困窮家庭に対する資金援助「年越し給付金」を創設し、給付を行うこと。
24. 緊急融資を抜本的に増額すること。無利子、返済猶予期間の長期設定を行うこと。また、相談体制を抜本的に強化すること。
25. 市内業者への支援として、市が実施しているコロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者への水道料金の一部を減額する事業の期間を延長すること。
26. バス・タクシー業者と同様に運転代行業者にも県・市の独自の支援金を支給すること。
27. 外食・観光消費の低迷は、農畜水産物の暴落など第1次産業にも及んでおり、農業、漁業、畜産を含めた支援を強化すること。
28. 消費税率を緊急に5%に引き下げること。経営困難な中小業者には、19年度と20年度分の消費税の納税を免除することを求めること。
29. 「文化芸術活動の継続支援事業」は、新たな事業を行うことが前提で、そのための自己資金を用意しないと申請できないなど、使い勝手が悪く、2次申請が終わっても予算額（509億円）の1～2割にとどまっています。国に対して、あらかじめ自己資金を用意しないと補助が受けられない仕組みを改めることと、国が数千億円を出資して「文化芸術復興基金」を創設することを求めること。